

ID: 1727

担当部署: こどもみらい課

<b>処分の概要</b>	家庭的保育事業等又は乳児等通園支援事業の停止命令等		
<b>法令名 根拠条項</b>	児童福祉法 第34条の17第4項		
<b>法令番号</b>	昭和22年法律第164号		
<b>【基準】</b> 法第34条の17第4項の規定による。 第34条の17 4 市町村長は、前項に規定する場合において家庭的保育事業等又は乳児等通園支援事業を継続させることが児童福祉に著しく有害であると認められるときは、当該家庭的保育事業等又は乳児等通園支援事業を行う者に対し、その家庭的保育事業等又は乳児等通園支援事業の制限又は停止を命ずることができる。			
<b>備考</b>			
<b>設定年月日</b>	令和7年4月1日	<b>最終変更年月日</b>	年 月 日